

## 「高知家地域共生社会」シンボルマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「高知家地域共生社会」のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、高知県（以下「県」という。）及び社会福祉法人高知県社会福祉協議会以外の者が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### (使用の基準)

第2条 シンボルマークは、「高知家地域共生社会推進宣言」を行った企業・団体をはじめとする「高知型地域共生社会」の実現に向けて、地域でのつながりづくりや支え合い活動に取り組む意欲のある者（以下「使用者」という。）が行う、「高知型地域共生社会」に関連する取り組みの広報活動や、「高知型地域共生社会」の実現に向けた取り組みへの賛同の意思表示を行う場合に使用することができる。

#### <使用例>

- (1) 使用者が作成する冊子やチラシ、情報誌等の出版物
- (2) 使用者が管理するホームページ、企業等の紹介動画
- (3) 使用者がセミナーや会議等で使用する資料
- (4) その他、企業・団体広告、名刺や事務所・店舗等での掲示等、商品販売に関わらない場での使用

### (使用の届出)

第3条 使用者は、あらかじめ「高知家地域共生社会」シンボルマーク使用届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

なお、「高知家地域共生社会推進宣言」を行った企業・団体は、本条の届出は不要とする。

### (届出内容の変更)

第4条 届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ「高知家地域共生社会」シンボルマーク使用変更届出書（様式第2号）を課長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

### (遵守事項)

第5条 シンボルマークを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出書に記載した目的、方法で使用する事。
- (2) シンボルマークを使用する際は、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (3) シンボルマークを使用し、製品化したものを営利目的で販売してはならない。
- (4) その他、課長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(暴力団排除条項)

第6条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が申請者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を申請者の業務に従事させ、又は申請者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が申請者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 申請者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 申請者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(使用差し止め)

第7条 課長は、使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。

- (1) 使用目的及び使用方法が、「高知家地域共生社会」の趣旨に反すると認められる場合
- (2) 県の信用を傷つけるおそれがあると認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体及び営利団体を支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他、課長がシンボルマークの使用について不相当と認める場合

(経費等の負担)

第8条 県は、この規定による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第9条 県は、シンボルマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとする。
- 3 使用者は、シンボルマークの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、生じた損害を県に賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(目的外使用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第11条 使用者は、第3条の届出における事項以外の目的にシンボルマークを使用してはならない。また、使用者はシンボルマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡し、若しくは転貸することができないものとする。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの使用について必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月24日から施行する。